

令和2年 第3回 東彼杵町議会定例会会議録

令和2年第3回東彼杵町議会定例会は、令和2年9月9日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

| | | | |
|-----|---------|-----|----------|
| 1番 | 林田 二三 君 | 2番 | 立山 裕次 君 |
| 3番 | 口木 俊二 君 | 4番 | 浪瀬 真吾 君 |
| 5番 | 大石 俊郎 君 | 6番 | 尾上 庄次郎 君 |
| 7番 | 後城 一雄 君 | 8番 | 浦 富男 君 |
| 9番 | 森 敏則 君 | 10番 | 橋村 孝彦 君 |
| 11番 | 吉永 秀俊 君 | | |

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

| | | | |
|---------|------------|-----------|----------|
| 町 長 | 岡田 伊一郎 君 | 教 育 長 | 粒崎 秀人 君 |
| 副 町 長 | 三根 貞彦 君 | 会 計 管 理 者 | 森 隆志 君 |
| 総 務 課 長 | 松山 昭 君 | 健康ほけん課長 | 構 浩光 君 |
| 農林水産課長 | 高月 淳一郎 君 | 町 民 課 長 | 工藤 政昭 君 |
| 農 委 局 長 | (高月 淳一郎 君) | 税 財 政 課 長 | 山下 勝之 君 |
| 水 道 課 長 | 氏福 達也 君 | まちづくり課長 | 岡田 半二郎 君 |
| 建 設 課 長 | 楠本 信宏 君 | 教 育 次 長 | 岡木 徳人 君 |

4 書記は次のとおりである。

| | | | |
|--------|---------|-----|----------|
| 議会事務局長 | 有川 寿史 君 | 書 記 | 滝川 千香子 君 |
|--------|---------|-----|----------|

5 議事日程は次のとおりである。

| | | |
|--------|----------|---------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 53 号 | 東彼杵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 54 号 | 東彼杵町水道事業給水条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 3 | 議案第 55 号 | 令和2年度東彼杵町一般会計補正予算(第7号) |
| 日程第 4 | 議案第 56 号 | 令和2年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第 5 | 議案第 57 号 | 令和2年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第 6 | 議案第 58 号 | 令和2年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第 7 | 議案第 59 号 | 令和2年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第 8 | 議案第 60 号 | 令和2年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第 9 | 議案第 61 号 | 令和2年度東彼杵町水道事業会計補正予算(第2号) |
| 日程第 10 | 議案第 62 号 | 令和2年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算(第2号) |

- 日程第 11 議案第 63 号 令和元年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 12 議案第 64 号 令和元年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 13 議案第 65 号 令和元年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 14 議案第 66 号 令和元年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 15 議案第 67 号 令和元年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 16 議案第 68 号 令和元年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 17 議案第 69 号 令和元年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 18 議案第 70 号 令和元年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 19 議案第 71 号 令和元年度東彼杵町水道事業会計決算認定の件
- 日程第 20 議案第 72 号 東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 21 報告第 16 号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 22 請願第 1 号 一ツ石杉尾井手水源地及び水路の災害復旧工事に関する請願書
- 日程第 23 請願第 2 号 「気候非常事態宣言」に関する請願書
- 日程第 24 発委第 1 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

6 散 会

開 会（午前9時27分）

○議長（吉永秀俊君）

皆さんおはようございます。定刻前ではございますけれど、皆さんお揃いのようにございますので、ただいまから本日の会議を開会します。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

議事に入る前に、昨日の委員会調査報告書の訂正がございますので、産業建設文教常任委員長の方から訂正をお願いいたします。口木産業建設文教常任委員長。

○産業建設文教常任委員長（口木俊二君）

昨日報告をいたしました委員会調査報告書の中で誤りがありましたので、訂正をお願いします。

裏面の中段あたりの各部会の要望や支援としてというところの、次の2番目の肥育牛部会のところです。3町で2,000頭、町内で500頭飼育している。マルキン事業の個人負担分を町で助成してもらいたいと昨日報告をいたしましたけれど、お手元に配布してある資料に沿って3町で2,000頭、町内で約1,000頭飼育しており、500頭出荷している。マルキン事業の個人負担分を次年度も継続してもらいたいということに、訂正をお願いいたしました。よろしく申し上げます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

次に、町長より皆さんにお配りの平成30年度主要な施策の成果に関する報告書の中の訂正の要請がありましたのでこれを許可します。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは誠に申し訳ございません。平成30年度、昨年の決算の成果報告書の中で数字を間違っておりまして、ご覧いただければおわかりになると思うんですが、今年、27ページに載せております数字を、昨年にこの数字を、同じ数字を載せてしまっていたんです。今、お配りしておりますのが正でございまして、31年度課税分を30年度決算に載せてしまったということでございまして、詳細につきましては、税財政課長の方から説明させます。よろしく申し上げます。申し訳ありません。税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長が申しましたとおり、平成30年度、昨年度になりますけれど主要な成果に誤りがございました。お手元に資料を置いておりますのでそちらをご覧ください。

誤りの箇所は27ページで、下側の表、固定資産税の償却資産に関する内容になります。赤字である数字が正でございます。差し替え前のデータは、平成30年度ではなく令和元年度、平成31年度データを記載しておりました。未来のデータをとられるかもしれませんが、課税自体は4月に行って、この時期集計は終わっておりますので、採用するデータの年度を誤ったものになり

ます。なお、納税者の方の課税額が誤っているとか、若しくは昨年度の決算の金額が誤っているということはございませんの申し添えます。今後このようなことがないように反省し、注意を払って作成に努めたいと思っております。誠に申し訳ございませんでした。お詫びをし、こちらの資料の数字と差し替えていただきますようお願いいたします。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

それではこれから議事に入ります。

日程第 1 議案第 53 号 東彼杵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

○議長（吉永秀俊君）

日程第 1、議案第 53 号東彼杵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

おはようございます。

それでは、議案第 53 号東彼杵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について。地方自治法等の一部改正によりまして、賠償責任を負うことになった場合、一定額以上の額を免除できるよう条例制定を行うためのものがございます。詳細につきましては総務課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

議案第 53 号東彼杵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案につきましては、平成 29 年の地方自治法改正により、町長若しくは委員会の委員、又は職員の当該地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行う時、善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任から政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で条例で定める額を控除して得た額を免責するというのを、条例で定めることができると地方自治法が改正されたものであります。

添付資料の方に、制定趣旨の配布を行っております。住民につきましては、住民訴訟を通して町長や職員との責任追及を可能としていますけれど、責任を追及することで不適正な事務処理についての抑止効果となる一方、多額の賠償責任を請求されるおそれがありまして、町長や職員が萎縮して大胆な政策を行えないといったことが指摘されております。今回、賠償責任の追及のあり方について見直しがなされたものでございます。

制定趣旨の、制定の背景です。今、言いましたとおり住民訴訟の方が増加しておりまして、その中には個人としては負担しえないような巨額な金額の賠償を請求する訴訟も見られるようになってきております。一方で、訴訟の継続中、又は判決後に議会が自治体の長等に対する損害賠償請求

権の放棄をする市町もあり、議会の判断の妥当性が問題視されることもあるほか、同じような裁判結果にもかかわらず賠償責任請求を放棄する議決をする市町とそうでない市町が存在するなど、公平性の観点からも問題視されております。一部、高額の損害賠償が命じられた事例ということで、神戸市の福祉系サービスを行う外郭団体に職員を派遣した場合の派遣法に違反したとして、55 億 3966 万円が請求されたというような事例等がっております。

2 番目の、制定の目的でございますが、こうした現代における問題を解決するため、市町が条例で定めることによりまして、町長等が賠償責任を負うことになった場合、善意でかつ重大な過失がないときに限り、国の基準、政令で定める基準額を参酌して免除できるような地方自治法の改正が 29 年に行われております。

この地方自治法の改正の意図を踏まえまして、本町についても条例制定をするということをお願いを申し上げるわけですが、この基準に基づく政令で定められたものが令和 2 年 4 月 1 日に施行されて、一部免責の基準が定められております。

先ほど言いました 3 番の免除される要件として、善意でかつ重大な過失がないときでございますが、これについては最高裁判決等で、はなはだしく注意義務を欠くことをいい、わずかな注意さえすれば結果を予測し、これを未然に防止するための措置を講ずることができたにもかかわらず、これを怠った状態を指すというふうに出されております。

2 ページの、4 番賠償額の責任額の上限でございますが、政令で定める基準額を参酌いたしますと、町長はその損害賠償の原因となった事案が生じた日が属する年度の給与条例等に基づき支払われた給与の 1 年間の支給金額に、年数としておりますが、6 を掛けた分が政令で定める上限額となっております。

また、副町長、教育長、教育委員会委員等 4 年、4 倍。農業委員会、固定資産等 2 倍、町職員 1 倍ということでございます。

この条例の議決については、同じ地方自治法の方で、議会がこの条例の制定又は改廃とする時に、議決をしようとする時は、あらかじめ監査委員の意見を聞く必要があるとしております。

施行期日は、公布の日から施行ということでございます。

議案の方に戻っていただきまして、議案の第 1 条には趣旨、先ほどの地方自治法に基づく必要な事項を定めるとなっております。

第 2 条に、最低責任負担額ということで地方自治法に基づく、それぞれ先ほどの職責に応じて年間給与等の倍数、さっき言いましたように掛けられる年数等を定めたもので、町長が 6 倍ということで、一番最後の職員が 1 倍ということで、職責に応じた負担額となっております。

第 3 条については、同じように免責で善意でかつ重大な過失がない時は、前条の最低責任額を控除した額について、その責任を免れるというものでございます。以上 53 号の条例制定についての説明でございました。

○議長（吉永秀俊君）

これから質疑を行います。10 番議員、橋村孝彦君。

○10 番（橋村孝彦君）

この文面でいきますと現職を対象としてあるように読み取れますけれど、例えば、その損害の起因する事案が、前職あるいは職員等においては退職後そういうことが判明した場合は、これについては書いてありませんけれど、そういう前職についても該当、適用されるのかどうかということをお尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは法律が施行された後です。ですから、今から始まるということです。今から、ここに提案して、議会が今度監査委員さんの意見を聞いて決定していただければ、もう、その後に発動するというごさいます。今まではしていなかったものですから、該当しないということです。

○議長（吉永秀俊君）

10番議員、橋村孝彦君。

○10番（橋村孝彦君）

ということは、前職はこれには該当しないということですか。

○——△——

そうです。

○10番（橋村孝彦君）

ということになりますね、わかりました。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第53号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第2 議案第54号 東彼杵町水道事業給水条例の一部を改正する条例

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第2、議案第54号東彼杵町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第54号東彼杵町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

空き家対策を含め漏水リスクの減少と水道水の安定供給のため、給水装置の使用休止期間の有限化をするためのものごさいます。詳細につきましては水道課長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。水道課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

それでは、議案第 54 号について説明を加えたいと思います。

1 枚めくっていただきまして、改正前の給水条例第 42 条の部分でございます。第 1 項第 2 号におきまして、将来使用の見込みがないと認めるときという表現がございますけれど、この内容について、現在東彼杵町の水道事業における運用の中で、この取り扱いが非常に不明瞭ということで運用に難しさを感じております。支障を来たしていると考えています。

その中で、改正後の中でその取り扱いをもう少し詳しく表現したものに改正をしたいということで記載をしています。給水装置が使用中止の状態から 3 年を過ぎ、管理者が行う給水装置所有者への中止期間延長確認に対し回答がなされない場合、その回答期限から 30 日を経過したときが、まず第 2 号の、将来使用の見込みがないと認めるときということを明文化したものです。

続きまして、この場合において所有者の所在不明等の理由により、延長確認することができないときは公示をもって延長確認に代えることができるということにしております。

そして、新設いたしまして第 3 号で、前号において、引き続き使用中止をする者であっても、その後使用中止期間 5 年を経過したときということを追加しております。

そして、第 4 号においては、その他、水道の管理上必要があると認めるときということを新設しておりますけれど、この第 2 号と第 3 号を併せて考えますと、使用中止を、一般的に休止届ということで扱っておりますけれど、まずこの休止届を出していただいて 3 年間を経過いたします。3 年間を経過いたしますと、管理者側から所有者に対してこの休止期間を延長しますかと思意確認を取ります。その回答で、まだ今後も引き続き利用したいということであればそのまま休止期間を延長しますが、この回答がなされない時、その場合、回答期限から 30 日を経過した時に、この休止期間が廃止届けに切り替わる形と考えております。そして、第 3 号において、第 2 号で引き続き 3 年後の意思確認の時に、引き続き継続をしますという意思表示をされた方においても、その後 5 年間利用せずに休止を続けられた場合は、その段階で廃止届に移行するとということで、これまで言わば無期限に休止届を許可していた給水措置について、最大 8 年までしか休止の状態では続けられないという形の改正をお願いしたいと思っております。

議案のところに説明を書いておりますけれど、平成 28 年 1 月の大寒波の時も、この休止届が出ております水道管、結局本人さんがお住まいになられていないお宅の給水管について、誰もいらっしやらないので水が漏れている漏れていないという連絡が全く来ないわけです、町の方に。そういふことで、給水管から水が漏れていてもなかなか原因を見つけることができずに、断水期間が長期化したという経過がこれまでっております。

今も毎年、年間 100 件以上の給水管の修繕をしておりますけれど、もしお使いにならないのであれば、それについては本管から切り離して、給水管については漏水しないように処置をできるわけですけれど、休止届が延々と続く場合、水道事業者はいつでも水を使える状態を維持しなければならないという責任を負うものですから、あまりにも休止届というものが、言わば安易に処置されて

いるというふうに事業者としては考えております。

ですので、今後の水道事業の運営の健全化に向けて、この部分についてもう少し明確にさせていただきたいということでの提案です。よろしく申し上げます。

○議長（吉永秀俊君）

これから質疑を行います。2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

今、休止期間をされている件数はどれくらいあるのですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

水道課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

すみません、件数は持ってきておりませんので後から回答させてください。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

所在不明の方、この文書でいきますと5年間は延長しますよという解釈をされるかと思うんですけど、途中で所在が判明した場合、改めてそこで確認をされて、それから本当に使わなくて5年間延びるのか、もう所在不明を確認をした時点のところから5年間使わなければ給水措置を外すのか、その辺はどういうふうになっていますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

水道課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

まずこの条例改正をさせていただきましたとすれば、この後、今既に休止届が出ている分につきましても意思確認をしなければならないと思っております。その意思確認を行った時点で所在不明の方につきましても、その時点で公示を行いまして休止届の延長を行いませんということになりますので、その時点で即廃止、手続きに移ります。ですから、その後、その公示後、所在が判明されたとなれば新たに給水申請を行っていただくという形になります。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他に。4番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

今の場合、もし切り離された時は当然廃止という手続きになりますけれど、そこで新たにまた給水をした時に加入金が発生してくるわけですね。それまでは加入金を払って水道メーター器が設置してあったとします。そこで、以前の持ち主の方がここは前、自分が給水のメーター器のところは加入金を払っているのもう要らないよと、そういった問題が出てくるかと思いますが、その点はどのように考えておられるのかお尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

水道課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

加入金につきましては、休止をされるまでの水道管の利用をできる権利として加入金を払っていただいているわけですが、一定期間、今のような措置をとった後に廃止届という形で、廃止処理という形で処理をさせていただいた後につきましては、一般の申請の中でも休止をなされずに一旦廃止をされる方もいらっしゃいます。その廃止をされる方と同じ状態になりますので、基本的には一から取り直ししていただかないと平等にはなりませんので、そのあたりは一切手続き的にはこのとおりの手続きで、新たに加入をしていただかないといけなくなります。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。8 番議員、浦富男君。

○8 番（浦富男君）

関連になりますけれど、先ほど、引き込みを、古い家を解いて新たに、後から家を建てるとかいう時には、引き込みを、先ほどの説明ではありますと本管から切り離すということですが、屋敷内までは置いておかないものかお尋ねします。古い家とかを解いてまた新たに家を作るとなったらまた引き込みをしなければいけませんね、今の説明であると、もうその時点で廃止ということでしたので、その場合はどうなるのか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

水道課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

当然、すぐに家を解かれて新たに家を建てられる、若しくは何かしら建造物を建てられるということであればそのまま使っていただいてもかまいませんけれど、結局、その給水管自体も宅内の給水

管、メーター器より内側の給水管ですね。それにつきましても、それまで使ってこられた年数プラス、この条例改正でいきますと最大8年間、そのまま放置されている状態になります。管自体も古くなっておりますので当然漏水リスクというのは、道路上の給水管も、宅地内の給水管も同じようにリスクは高まっております。ですので、事業者側が考えております町道上の給水管の漏水リスクと全く同じことを利用者の方も考えていただかないといけませんので、せっかく、新たに建物を建てられるのであれば、当然新しい給水管を取っていただくのが然るべきかと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他に。2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

確認だけすみません。先ほどの課長の答弁の中で、所在不明の方が延長確認できない時は公示を持って延長確認に代えることができるというところで、結果的に所在不明の方は延長しませんという答弁だったと思うんですけど、そういうことで間違えないですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

水道課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

はい、立山議員のおっしゃるとおり公示後につきましては、延長は、もうその時点で廃止届に移行しますので延長はできません。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第54号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第54号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 54 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 54 号東彼杵町水道事業給水条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 55 号 令和 2 年度東彼杵町一般会計補正予算(第 7 号)

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 3、議案第 55 号令和 2 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 7 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 55 号令和 2 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 7 号）について。

予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 億 6644 万 9000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 69 億 7598 万 6000 円とするものでございます。

提案理由につきましては、新型コロナウイルス感染症対応事業の 1 億 8279 万 2000 円を追加し、これまでの当該事業費の 3 億 2314 万 9000 円の財源更正としまして、国庫支出金に地方創生臨時交付金 2 億 7692 万 5000 円の計上となっております。

歳出の主なものは、消防第 4 分団詰所建築用地費、総合会館防犯カメラ設置工事、災害復旧事業費 4 億 208 万 1000 円などでございます。

歳入の主なものにつきましては、国庫支出金 4 億 5012 万 7000 円、県支出金 1 億 2716 万 7000 円等であります。詳細につきましては税財政課長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長(山下勝之君)

町長に代わり、議案第 55 号についてご説明いたします。

まず、最初に、添付しておりました A3 サイズの議案第 55 号資料をご覧ください。

今回の補正予算第 7 号で計上しております、地方創生臨時交付金を財源とした新型コロナウイルス感染症対策事業の一覧でございます。予算計上額欄の一番下の金額のとおり、合計で 1 億 8279 万 2000 円を事業費として追加及び減額しております。

事業の内容につきましては、事業概要及び関係予算のとりまとめをしておりますので、こちらのリストでご確認をお願いいたします。

また、裏面の方をお願いいたします。裏面のリストは、補正 6 号以前までに基金もしくは予備費を財源として新型コロナウイルス感染症対策を行った事業でございます。今回の補正では、これら

の事業について基金及び予備費を戻し、地方創生臨時交付金を財源とした更正を行いました。

資料の一番下をご覧ください。補正 7 号まで含め合計で、地方創生臨時交付金対象の事業費は 3 億 2314 万 9000 円となり、交付金の配分額は 2 億 7692 万 5000 円でございます。

それでは議案の方に移ります。議案の 18 ページをお開きください。地方創生臨時交付金対象事業以外の予算内容についてご説明いたします。

3 番歳出になります。2 款 1 項 1 目一般管理費の 8 節旅費は、当初職員研修として海外派遣を計画しておりましたが、コロナ禍の影響で取りやめ 300 万円減額しております。一方別に、自治大への派遣研修費用を 30 万円計上しており、差し引き 270 万円減でございます。

17 節備品購入費は、88 万 9000 円のうち 61 万 6000 円を、庁舎書類棚の老朽化による更新費用として計上しております。18 節負担金補助及び交付金は、先ほどの 8 節旅費と同様の理由で研修負担金を計 30 万円減額しております。

5 目財産管理費の 10 節需用費は、千綿駅入り口の看板、またその他修繕費用として 30 万円を追加いたしました。12 節委託料は、新庁舎整備に関する構想作成のための委託費用と、また公共施設について、計画的に管理更新を行うための公共施設長寿命化計画を作成する委託料として合せて 2125 万円計上しております。

19 ページをお願いいたします。2 款 1 項 10 目地域づくり推進事業費 18 節負担金補助及び交付金は、空き家改修の申請見込みにより、空き家活用促進奨励金を 230 万円追加しています。

11 目企業誘致対策事業費の 11 節役務費は、工業団地の法面に雑木が繁茂し、支障がありましたので、伐採費用 46 万 8000 円計上いたしました。

21 ページをお願いします。2 款 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費 13 節使用料及び賃借料は、戸籍電算システムについてクラウド化を行い、新たに機器リース料が発生しますので 30 万 5000 円追加いたしました。

22 ページをお願いします。3 款 1 項 3 目障害福祉費 22 節の償還金利子及び割引料は、障害者事業国庫補助等について、前年の補助金の精算を行い差額を返還する必要があるため、合計で 544 万 4000 円計上いたしました。

23 ページ、3 款 2 項 1 目児童福祉総務費 18 節負担金補助及び交付金は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金として 200 万円計上しております。認定こども園と子育て拠点施設に、マスク等購入費用を継続支援するものになります。なお、この事業につきましては、国の補助が全額交付されますが、地方創生交付金とは別になりますので資料のリストには入っておりません。

24 ページをお願いいたします。4 款 1 項 2 目予防費 12 節委託料は、10 月から予防接種法が改正となり、新生児を対象にロタウィルスに対する予防接種を受けさせる必要がありますので、委託料として 44 万円を計上いたしました。

25 ページになります。6 款 1 項 3 目農業振興費 3 節職員手当費は、農林水産課職員の時間外手当が不足する見込みから 386 万円計上しております。18 節負担金補助及び交付金のいちご自動谷換気装置導入事業費補助金 428 万 7000 円とアスパラガス自動防除機導入事業費補助金 259 万 1000 円は、ともに機器導入に対し 3 分の 1 の補助を行うため計上いたしました。

4 目土地改良事業費 11 節役務費の伐採作業手数料 30 万円と、めくっていただきまして 26 ページ、12 節委託料のため池点検調査委託料 266 万 2000 円は、ともに東坂本裏ため池の調査を行う費用として計上したものになります。

その下、18 節負担金補助及び交付金の町農林業振興事業補助金は、7 月の豪雨で被災し補助災害に認定されなかった農地等に補助を行うため、新たに農地 35 か所、施設 14 か所分 249 万円を追加いたしました。

27 ページになります。6 款 2 項 3 目林道費 11 節役務費の広域林道除草等維持管理業務手数料 80 万 7000 円は、7 月豪雨の土砂撤去作業で予算を執行し、今後不足が見込まれることから追加しております。

28 ページをお願いいたします。6 款 3 項 2 目漁港管理費 14 節工事請負費は、7 月豪雨により漁港 3 か所の路面舗装の修理が必要になりましたので 30 万円計上いたしました。

29 ページになります。7 款 1 項 3 目観光費 18 節負担金補助及び交付金は、GoTo トラベル期間中に、県を中心に県内市町共同で、観光客に県内を周遊してもらうイベントを企画しており、その負担金として 30 万円計上しております。

30 ページをお願いいたします。8 款 2 項 2 目道路橋梁維持・新設改良費の 14 節工事請負費と 15 節原材料費は、7 月豪雨の対応に予算を執行し今後の対応に予算が不足することから、合計で 343 万円計上いたしました。

31 ページになります。8 款 5 項 2 目公共下水道費 18 節負担金補助及び交付金は、道の駅交差点改良に伴いマンホール等工事が必要になりますので、公共下水道事業会計へ 200 万 6000 円追加いたしました。

32 ページをお願いいたします。8 款 7 項 1 目渉外費 18 節負担金補助及び交付金の大野原演習場周辺整備基金活用事業補助金は、周辺地区 2 か所から公民館トイレ改修の要望があっておりますので 272 万 7000 円を計上しております。

33 ページになります。9 款 1 項 3 目消防施設費 16 節公有財産購入費は、新 4 分団詰所建築のための土地購入費用として 568 万 1000 円計上いたしました。17 節備品購入費は、1 分団と 3 分団の小型ポンプ更新費用を当初予算で計上しておりましたが、計画していたものよりも性能のよいモデルへ見直しを図り、80 万 6000 円を追加で計上しております。

5 目災害対策費 3 節職員手当等費は、7 月の豪雨災害で予算を執行し今後の対応に予算が不足することから、315 万 2000 円を追加しております。また、11 節役務費と 12 節委託料につきましても同様の理由で予算が不足することから、それぞれ追加しております。

34 ページをお願いいたします。10 款 2 項 1 目学校管理費 10 節需用費の消耗品は、学校での感染症対策に予算を執行しており、今後の予算不足が見込まれることから 56 万 8000 円計上いたしました。13 節使用料及び賃借料は、国が進めるギガスクール構想として児童全員にタブレットを導入するため本年度のリース料を計上しております。括弧補助対象となっておりますのは、国の助成により安価でリースされ 173 台分として 4 万 1000 円、括弧補助対象外となっておりますのは 75 台分として 26 万 9000 円になります。また、フィルタリングソフトの導入費用は 248 台分で、98 万 3000

円になります。17 節備品購入費のモバイルルーター費用につきましては、先ほどのタブレット使用の際、家庭にネット環境がない児童へ貸し出すため 63 台分の費用を計上いたしました。

その下、オンライン学習用周辺装置は、タブレットへオンライン授業を配信するためのマイク等購入費用を計上しております。

21 節の補償補填及び賠償金は、小学校の修学旅行を新型コロナウイルス感染症の影響で急なキャンセルで対応せざるを得なかった場合、キャンセル料を補助する費用として 75 万 2000 円計上いたしました。

35 ページになります。10 款 3 項 1 目学校管理費について、ギガスクール関係は同様ですので説明を省略いたします。なお、タブレットは 188 台、モバイルルーターは 21 台分を計上しております。

そして、14 節工事請負費につきましては、中学校と給食センターの間に屋根つきの通路を整備しておりますが、一部町道を横断しております。横断部分の屋根につきましては、法律上不適切な構築物でございました。近隣の地権者からも指摘がっており、撤去する費用として計上しております。

36 ページをお願いいたします。10 款 5 項 2 目教育センター費、10 節需用費の施設修繕費は、ガス漏れ警報器の修繕費用やその他修繕に予算不足が見込まれることから 50 万円を追加しています。12 節委託料の鳩飛来防止業務委託は、今年の 4 月、5 月に総合会館の外部通路において鳩の糞が顕著に確認されたため、対策費用として 44 万 2000 円計上いたしました。14 節の工事請負費は、総合会館において不審者の案件や車上荒らしが発生しており、また、夜間や休日は管理人 1 人で対応していることから、防犯カメラ設置の必要性があると判断し設置工事費用を計上しております。

4 目文化ホール費 10 節需用費の施設修繕費は、文化ホールの消防点検による指摘設備に対して修繕を行うため 69 万円を追加いたしました。22 節償還金利子及び割引料の総合会館文化ホール使用料過年度還付金は、新型コロナウイルス感染症対策を理由に施設利用のキャンセルが想定され、令和元年度中に予約納入された施設利用料を還付する際は、歳出還付で対応する必要があるため 35 万 5000 円を計上しております。

5 目文化財保護費 10 節需用費の施設修繕費は、歴史民俗資料館の消防点検による指摘設備に対して修繕と、県指定文化財のキリシタン墓碑の屋根が破損しており修繕をを行うため、合わせて 36 万 7000 円を追加いたしました。

38 ページをお願いいたします。10 款 7 項 1 目学校給食共同調理場費 12 節委託料は、給食センターの高圧受配電設備が老朽化しており更新の必要が有ることから、工事を行うための設計費用として 69 万 3000 円計上いたしました。14 節工事請負費は、給食センターの床面塗装工事を、夏休み期間を利用して施工する計画でございましたが、夏休み期間の短縮により工事期間を確保できなくなったことから、取りやめて 213 万 4000 円を減額しております。

39 ページになります。11 款 1 項 1 目農地等災害総務費 3 節職員手当費は、豪雨災害対応のため時間外勤務手当を 31 万円追加しております。

2 目 2 年農地等災害復旧事業費の 8 節旅費から 14 節工事請負費までは、豪雨災害による農地 16

か所、施設 13 か所の災害復旧に対応するため、合計で 1 億 4215 万 7000 円計上いたしました。

40 ページをお願いいたします。11 款 2 項 1 目公共土木施設災害復旧費 12 節委託料の災害査定測量設計業務委託料は、7 月豪雨で災害があった道路 4 か所分追加し、190 万円計上しております。

14 節工事請負費は、河川 2 か所、道路 2 か所の災害復旧費用として 400 万円計上しております。

その下、2 目 2 年公共土木施設災害復旧事業費の 3 節職員手当費から 21 節補償補填及び賠償金につきましては、7 月豪雨で被災した河川及び道路 17 か所分に係る災害復旧の費用として、合計で 2 億 5371 万 4000 円計上いたしました。歳出については以上になります。

戻っていただいて 9 ページをお願いいたします。2 番、歳入になります。12 款 1 項 1 目地方交付税は、見込みにより 4775 万 6000 円追加いたしました。

10 ページをお願いいたします。14 款 1 項 3 目災害復旧費分担金は、農地等復旧工事から補助金を引いた残額の 30%が地元負担金となりますので 504 万円収入としております。

11 ページ、16 款 1 項 3 目土木費国庫負担金は、道路河川の災害復旧工事費の 3 分の 2 が国補助でございますので、1 億 6875 万 1000 円を計上いたしました。

12 ページをお願いいたします。16 款 2 項 5 目教育費国庫補助金は、ギガスクール関連でモバイルルーターその他機器と、資料のリストに上がっております職員室の感染症対策事業については、国の補助対象となりますので、合計で 288 万 7000 円計上しております。

13 ページになります。17 款 2 項 4 目農林水産業費県補助金 1 節農業費補助金は、ため池の調査事業につきましては、農村地域防災減災事業補助金として全額補助対象となりますので 266 万 2000 円計上いたしました。3 節の水産業費補助金は、先に予算化しておりました長崎県次代を担う漁業後継者育成事業費補助金について補助率を誤って算定していたため、訂正し 70 万円減額いたしました。

8 目災害復旧事業費県補助金は、農地等災害復旧工事費の 8 割から 9 割が補助対象となりますので、合計し 1 億 2520 万円を計上しております。

14 ページをお願いいたします。20 款 1 項 3 目ふるさと創生事業基金繰入金は、空き家活用促進奨励金事業等の財源として基金から繰り入れております。また、地方創生交付金との財源更正と差引き合計で 710 万 8000 円計上しております。

5 目の教育文化施設整備基金繰入金は、給食センター床面塗装工事の財源としておりましたが、工事を取りやめたため 213 万 4000 円減額いたしました。

9 目の大野原演習場周辺整備基金繰入金は、周辺地区の公民館改修の財源として基金から 272 万 7000 円繰り入れております。

15 ページになります。21 款 1 項 1 目繰越金は、今回の補正の財源として繰越金 5316 万 3000 円を計上いたしました。

17 ページをお願いいたします。23 款 1 項 4 目消防債は、4 分団詰所建築工事について県と協議の結果、1 節の緊急防災・減災事業債に該当しなかったため、2 節の防災基盤整備事業債に切り替えを行いました。なお、本予算で計上しております用地取得費も含め、充当率 75%で再計算し 640 万円計上しております。

5 目臨時財政対策債は、発行額が確定しましたので 618 万円追加しております。

7 目災害復旧債は、災害復旧財源として農地等災害復旧事業費の町負担分の 90%と、公共土木施設災害普及事業費の町負担分の 100%の計 9860 万円を起債額として計上しております。

それでは、戻っていただいて 4 ページをお願いいたします。第 2 表、繰越明許費補正は、翌年度完了となる事業につきまして繰り越しをお願いするものについて記載しております。

5 ページの第 3 表、債務負担行為補正は、新たな債務負担行為について記載をお願いするものになります。

6 ページをお願いします。第 4 表、地方債補正です。5 事業について補正を行いましたので内容等につきましては表の方でご確認をお願いいたします。

説明については以上になります。なお、1 ページから 3 ページの第 1 表と 42 ページ、43 ページの給与明細書は、ただいま説明した金額の積み上げですので説明を省略いたします。以上よろしくをお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 55 号は総務厚生常任委員会に付託します。

- | | | |
|-------|----------|------------------------------------|
| 日程第 4 | 議案第 56 号 | 令和 2 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号) |
| 日程第 5 | 議案第 57 号 | 令和 2 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号) |
| 日程第 6 | 議案第 58 号 | 令和 2 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号) |

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 4、議案第 56 号令和 2 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)、日程第 5、議案第 57 号令和 2 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)、日程第 6、議案第 58 号令和 2 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)、以上 3 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 56 号令和 2 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)についてでございます。

予算の総額に、歳入歳出それぞれ 14 万 1000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 12 億 7731 万 4000 円とするものでございます。

提案の理由といたしまして、歳出は特定健康診査等事業費 2 万 4000 円、償還金及び還付加算金 11 万 7000 円。歳入は、前年度繰越金 14 万 1000 円を充てております。

次に、議案第 57 号令和 2 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)についてでござ

ございます。

予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1350 万 9000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 億 3869 万 8000 円とするものでございます。

提案の理由といたしまして、歳出の主なものは、保険給付費に 202 万 6000 円、基金積立金 733 万 5000 円。歳入の主なものは、国庫支出金 851 万 1000 円、県支出金 185 万 6000 円となっております。

次に、議案第 58 号令和 2 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてでございます。

予算の総額に、歳入歳出それぞれ 35 万 2000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 1735 万 2000 円とするものでございます。

提案の理由といたしまして、歳出は通信運搬費 7 万 8000 円、健康診査委託料 10 万 2000 円、システム改修業務委託料 17 万 2000 円でございます。

歳入は、普通徴収保険料 7 万 8000 円、健康診査委託料 10 万 2000 円、円滑運営事業費補助金 17 万 2000 円でございます。

以上 3 件の詳細につきましては、健康ほけん課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。健康ほけん課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（構造光君）

それでは、議案第 56 号令和 2 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、町長に代わりまして説明いたします。

予算書、歳出 6 ページをお願いします。5 款 2 項 1 目 11 節役務費につきましては、2 万 4000 円の追加補正です。これは、新型コロナウイルス感染の影響によりまして、受診者対象者に通知を出した結果、その分の予算が今後不足を生じるため計上しております。

7 ページをお願いします。8 款 1 項 4 目その他償還金 22 節ですが、実績の結果、特別調整交付金償還金が 11 万 3000 円、特定健康審査等負担金償還金が 4000 円の追加補正であります。

戻っていただいて 5 ページをお願いします。歳入、7 款 1 項 1 目 1 節繰越金 14 万 1000 円の追加補正であります。歳出で説明しました役務費、償還金に留保しておりました繰越金を追加補正するものであります。

戻っていただいて、1 ページ、2 ページの第 1 表及び 3 ページ、4 ページの事項別明細書につきましては、これまでの説明の積み上げですので説明を省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

続きまして、議案第 57 号令和 2 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、町長に代わりまして説明いたします。

13 ページの歳出をお願いします。1 款 1 項 1 目一般管理費 12 節委託料につきましては、令和 2 年度介護保険制度の見直しに伴うシステム改修費として 70 万 8000 円を追加計上しました。

17 ページをお願いします。2 款 2 項 1 目介護予防サービス給付費 18 節につきましては、利用者の増に伴い、3 月から 6 月までの支払請求額をもとに計算したところ不足が見込まれるため、26 万 7000 円を追加計上しています。

3 目地域密着型介護予防サービス給付費 18 節につきましても、同様な理由から 170 万 6000 円を追加計上しています。

18 ページをお願いします。2 款 6 項 3 目特定入所者介護予防サービス費 18 節につきましても、利用者の増に伴い 3 月から 6 月までの支払請求額をもとに計算したところ不足が見込まれるため、5 万 3000 円を追加計上しています。

19 ページをお願いします。4 款 1 項 1 目介護給付費準備基金積立金につきましては、高齢者の増加等に対応するため、余力があるときに積立を実施するもので、歳入で説明しますが、過年度収入負担金分を今回積み立てるものです。内訳は、国庫の分、介護給付費負担金 618 万 3000 円、地域支援介護予防事業交付金 103 万 7000 円、支払基金の分、介護給付費交付金 24 万 2000 円、県費の分、介護給付費負担金 95 万 5000 円、地域支援介護予防交付金 43 万 3000 円、計 885 万円のうち 733 万 5000 円を積み立てるものです。

20 ページをお願いします。5 款 1 項 1 目介護予防支援事業・日常生活支援総合事業費 19 節扶助費につきましては、介護サービス利用者 と接する職員に対して介護慰労金として 25 万円計上しました。

21 ページをお願いします。5 款 2 項 3 目権利擁護事業費につきましては、成年後見人市町申立ての案件が発生し、成年後見人に支払う手数料として 12 万円を追加計上しました。

5 目任意事業費 12 節介護給付費等費用適正化業務委託費として 100 万円の追加計上をしています。

22 ページをお願いします。5 款 3 項 1 目介護予防支援事業 19 節扶助費につきましては、介護サービス利用者 と接する職員に対して介護慰労金として 15 万円を計上しました。

23 ページをお願いします。7 款 1 項 1 目 22 節償還金利子及び割引料につきましては、前年度の地域支援事業費交付金他 3 事案に対し精算の結果、返還金が生じたので 125 万 6000 円を計上するものです

次に、歳入の 5 ページをお願いします。1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料につきましては、歳出で説明しました保険給付費の 23%、46 万 7000 円を追加計上しました。

6 ページをお願いします。3 款 1 項国庫負担金 1 目介護給付費負担金につきましては、1 節現年度分は、歳出で説明しました保険給付費の 25%分として 50 万 6000 円、2 節過年度分につきましては、令和元年度介護給付費負担金精算に伴い 618 万 3000 円を追加計上するものです。

7 ページをお願いします。3 款 2 項国庫補助金 2 目地域支援介護予防事業交付金 2 節過年度分につきましては、令和元年度地域支援交付金精算に伴い 103 万 7000 円を追加計上。3 目地域支援包括任意事業交付金につきましては、包括的支援業・任意事業費の 38.5%、43 万 1000 円を追加計上。4 目介護保険事業補助金は、令和 2 年度介護保険制度の見直しに伴うシステム改修業務費 35 万 4000 円を追加計上するものです。

8 ページをお願いします。4 款 1 項支払基金交付金 1 目介護給付費交付金につきましては、歳出で説明しました保険給付費の 27%分として 54 万 7000 円を追加計上。2 節過年度分につきましては、令和元年度介護給付費交付金精算に伴い 24 万 2000 円を追加計上するものです。

9 ページをお願いします。5 款 1 項県負担金、1 目 1 節現年度分介護給付費負担金につきましては、歳出で説明しました保険給付費の 12.5%分として 25 万 3000 円、2 節過年度分につきましては、令和元年度介護給付費交付金精算金に伴い 95 万 5000 円を追加計上するものです。

10 ページをお願いします。5 款 3 項県補助金 1 目地域支援介護予防事業交付金につきましては、2 節過年度分につきましては、令和元年度長崎県地域支援介護予防事業交付金精算に伴い 43 万 3000 円を追加計上。2 目地域支援包括任意事業交付金は、歳出で説明しました包括的支援業・任意事業費の 19.25%分の 21 万 5000 円を追加計上しました。

11 ページをお願いします。7 款 1 項一般会計繰入金 1 目介護給付費繰入金につきましては、歳出で説明しました保険給付費の 12.5%分として 25 万 3000 円。3 目、包括的支援事業・任意事業費の 19.25%分の 21 万 5000 円、5 目その他一般会計繰入金として時間外勤務手当、システム改修費等 89 万 9000 円を計上しました。

12 ページをお願いします。9 款 3 項 3 目雑入につきましては、歳出で説明しました新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金、また、物品購入及び介護慰労金費として 51 万 9000 円を追加計上するものです。

戻っていただいて 1 ページ、2 ページの第 1 表及び 3 ページ、4 ページの事項別明細書は、これまでの説明の積み上げでありますので説明を省略させていただきます。

また、末尾の給与費明細書につきましても説明を省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

続きまして、議案第 58 号令和 2 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、町長に代わりまして説明いたします。

予算書、歳出の 8 ページをお願いします。1 款 1 項 1 目一般管理費の 11 節役務費 7 万 8000 円は、先ほど説明しましたように健診の通知をしましたので、コロナの関係の通知の不足分を今後必要となると思うので 7 万 8000 円計上しております。12 節委託料は、健康診査の追加項目、貧血の検査を 10 万 2000 円を追加計上、及び令和 2 年度の高齢者医療制度の見直しに伴うシステム改修業務費 17 万 2000 円を計上しました。

戻っていただいて、歳入 5 ページをお願いします。1 款 1 項 2 目普通徴収保険料 1 節、歳出で説明しました通信運搬費として現年度分を 7 万 8000 円を追加計上しました。

6 ページをお願いします。7 款 5 項 4 目雑入につきましては、歳出で説明しました健康診査委託料として広域連合から交付されますので、10 万 2000 円を計上しました。

7 ページをお願いします。8 款 1 項 1 目 1 節円滑運営事業費補助金、歳出で説明しました高齢者医療制度の見直しに伴うシステム改修業務費は、100%補助の対象となりますので 17 万 2000 円を計上しました。

戻っていただいて、1 ページ、2 ページの第 1 表及び 3 ページ、4 ページの事項別明細書は、これ

までの説明の積み上げですので説明を省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いいたします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 56 号、議案第 58 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 56 号、議案第 58 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 56 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 56 号令和 2 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第 58 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 58 号令和 2 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております議案第 57 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

| | | |
|--------|----------|------------------------------------|
| 日程第 7 | 議案第 59 号 | 令和 2 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 8 | 議案第 60 号 | 令和 2 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 9 | 議案第 61 号 | 令和 2 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 10 | 議案第 62 号 | 令和 2 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号） |

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第7、議案第59号令和2年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、日程第8号、議案第60号令和2年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、日程第9、議案第61号令和2年度東彼杵町水道事業会計補正予算(第2号)、日程第10、議案第62号令和2年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算(第2号)、以上4議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第59号令和2年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)でございます。債務負担行為補正をお願いするものでございまして、提案の理由といたしまして、令和2年度より公営企業会計移行に伴う農業集落排水事業の資産整理業務につきまして2か年にわたる債務負担行為にて委託業務を実施するため行うものでございます。

次に、議案第60号令和2年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

予算の総額に、歳入歳出それぞれ45万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1575万円とするものでございます。提案の理由といたしまして、歳出は、補助金内示変更に伴い、建設費の工事請負費45万円であります。

歳入につきましては、県支出金25万円、町債20万円となっております。

次に、議案第61号令和2年度東彼杵町水道事業会計補正予算(第2号)についてでございます。

収益的収入及び支出の補正額が40万円追加いたしまして、全体の予算が収入におきまして2億6154万5000円、支出が2億3939万8000円でございます。

また、資本的収入及び支出の補正額が2000万円を追加いたしてございまして、全体の予算が収入におきまして1億4257万1000円、支出が1億5550万9000円となっております。これは、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、施設巡回用タブレット購入や、管路情報デジタル化事業及び非常用発電機導入のための配線工事を計画するもので、収入総額2040万円、支出総額が2096万1000円とするものでございます。

次に、議案第62号令和2年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算(第2号)でございます。

収益的収入及び支出の補正額が180万6000円を追加いたしまして、全体の予算が、収入におきまして3億394万2000円、支出が2億7312万7000円でございます。

また、資本的収入及び支出の補正額が380万円を追加いたしまして、全体の予算が、収入におきまして2億4397万1000円、支出が3億3141万円でございます。これは、道の駅交差点改良工事に伴うため、蓋の調整工事負担金等及び管渠布設のための企業債等でございます。

詳細につきましては水道課長から説明させます。以上4件の詳細につきまして水道課長に説明させますのでよろしく申し上げます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いを申し上げます。水道課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

それでは、議案第 59 号、60 号、61 号、62 号以上 4 件について説明を加えます。

まず、議案第 59 号令和 2 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)でございます。これにつきましては、新たな債務負担行為の補正をお願いするものでございますけれども、対象となる事業につきまして、大変申し訳ございません、正誤表をお配りさせていただいておりましたけれども、事項の事業名のところを誤って対象の起債事業名を書いてしまっておりましたので訂正をさせていただきます。適用債ではございませんで、集落排水事業の資産評価整理業務委託でございます。

これにつきましては、実は当初予算でこの事業につきまして計上をさせていただいておりましたけれども、債務負担行為を当初の段階でお願いをしなければならなかったのを、大変申し訳ありません失念しておりましたので今回新たにお願いをするものでございます。

この事業につきましては、本年度から令和 3 年度までの 2 か年にわたって農業集落排水事業と漁業集落排水事業の特別会計を公営企業化するための資産整理業務となります。令和 3 年度の限度額といたしまして 468 万 4000 円を見込んでおりますので、令和 2 年度 467 万 5000 円と合わせまして 935 万 9000 円の総額での債務負担行為の新たな補正をお願いするものでございます。よろしくお願ひします。

続きまして、議案第 60 号令和 2 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)につきまして説明を加えます。これも字句修正が、3 ページの第 2 表債務負担行為補正の方に、先ほどと同じように対象事業名を改めていただきますようによろしくお願ひいたします。

歳入歳出予算につきまして、まず歳出の方から説明をいたします。9 ページをご覧ください。工事請負費につきまして、集落排水施設の更新工事を今行っておりますけれども、県の方から今回追加内示がございましたので、工事請負費として 45 万円を計上をしております。

歳入の方を 7 ページから説明をさせていただきます。これに対しての県補助金が、3 款 1 項 1 目の漁業集落排水事業費県補助金でございますが、25 万円の追加でございます。

8 ページをご覧ください。7 款 1 項 1 目下水道事業債ですけれども、先ほどの工事請負費に対しての下水道事業債として 20 万円を追加で計上させていただいております。

3 ページに戻っていただきまして、第 2 表債務負担行為補正をご説明させていただきます。先ほど字句修正をご説明いたしました集落排水事業資産評価整理業務委託でございます。これの農集と同じです、合併して発注をするものでございまして、令和 3 年度の 163 万 8000 円を予定しておりますので、令和 2 年度の 166 万 9000 円の予算を合わせまして 330 万 7000 円の新たな債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

続きまして 4 ページをご覧ください。第 3 表地方債補正ですけれども、先ほど説明しましたように、当初の 180 万円の限度額を 20 万円追加いたしまして 200 万円とさせていただいております。

5 ページと 6 ページの事項別明細書及び 1 ページ、2 ページの第 1 表歳入歳出予算補正につきましては、今ご説明した内容の積み上げですので説明は割愛させていただきます。

続きまして、議案第 61 号令和 2 年度東彼杵町水道事業会計補正予算(第 2 号)についてでございます。詳細の説明を 16 ページの実施計画明細書の方でご説明をさせていただきます。

まず、上段が収益的収入及び支出の、収入と支出の欄で分けておりますけれど、支出の欄をご覧ください。1 款 1 項 1 目原水及び浄水費におきまして、備消耗品費といたしまして、施設巡回を行います時に使用いたしますタブレットを導入いたしまして、コロナウイルス対策の消毒をできる対策といたしまして、紙の記録簿からタブレットに移行するという形での対策としております。

そして、1 款 1 項 2 目配水及び給水費につきましては、メーター器の位置データ整備分といたしまして委託料 30 万円を追加をいたしております。これは各家庭の水道メーターの位置につきまして、現在までのところこの詳細な情報の伝達を、検針員さんから検針員さんに、言わば人から人に伝えていたということが現実です。大まかな位置につきましては、地図上に載せているわけですが、細かい情報としてこの建物のここに隠れているというようなメーター器が、かなり町内に存在しております。そういう情報につきまして今までは人伝えで行ってございましたけれど、コロナの影響で、万が一検針員さんが罹患した場合の対応というのが、非常に取りづらい状態というのがはっきりいたしましたので、今回、これをデータ化するという形での調査業務での委託料としております。

これにつきましてはの歳入といたしまして、1 款 2 項 2 目負担金といたしまして、一般会計からの繰入金金を 40 万円追加をさせていただいております。

17 ページでございますが、資本的収入及び支出でございますが、支出といたしまして 1 款 1 項 1 目建設改良費におきまして、委託料として管路のマッピングシステムの構築業務を計上をさせていただきました。現在、東彼杵町の水道事業におきましては、管路の情報というのはほとんどが紙ベースの台帳でございます。これをそのまま続けると、万が一職員の中で罹患者がたくさん発生した場合、他の、例えば町外の水道関係者に応援を頼むといった場合ですとか、水道業者に協力を依頼するとか、そういった場合に情報の伝達が非常にやりづらい状態です。

マッピングシステムを導入しますと、どこのバルブを閉めるとどこからどこまでが水が止まる、どこからどこまで水を回せる、そういった情報を確実に伝達できるようになりますので、これもコロナ対策としてマッピングシステムの導入を上げさせていただいております。

そして、工事請負費でございますけれど、彼杵浄水場の非常用発電機配線工事といたしましたけれど、これは当初予算で非常用発電機導入を予定をいたしましたけれど、この設置に関して浄水場の配電盤に一部改良を加えないと接続ができないとメーカーとの細かい打ち合わせの中で判明しましたので、この分の追加費用として 56 万 1000 円を追加計上させていただきました。

収入につきましては、1 款 2 項 1 目工事負担金、一般会計繰入金といたしまして、マッピングシステム分だけの 2000 万円だけを計上をさせていただいております。ということなので、発電機の配線工事の 56 万 1000 円につきましては、水道事業の会計の方から負担をいたします。

戻っていただきまして、1 ページ、2 ページの収益的収入および支出、3 ページ、4 ページの資本的収入及び支出の実施計画書につきましては、今ご説明しました内容の積み上げですので、説明は省略いたします。

5、6 ページにキャッシュ・フロー、そして7 ページに補正前のキャッシュ・フロー。そして9 ページに損益計算書、10 ページに補正前の損益計算書、そして11 ページ、12 ページに予定貸借対照表を掲載し、13 ページ、14 ページに補正前の予定貸借対照表を掲載をしております。これはあくまで資料として添付させていただいておりますので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、議案第62号令和2年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第2号）の説明を加えます。説明につきましては、14 ページの実施計画明細書において説明させていただきます。

まず、上段の収益的収入及び支出でございます。支出の方が、1 款 1 項 1 目管渠費における工事請負費でございますけれども、マンホール蓋調整工事として追加をさせていただいております。これは、現在行われております道の駅の整備工事に伴う国道205号の改良工事において、公共下水道のマンホールの高さ調整が必要だということが国交省との協議の中で、つい最近国交省からの通知で明らかになりました。緊急的に工事を実施しなければなりませんので、今回補正という形で上げさせていただきました。この分が180万6000円でございます。

歳入につきましては、1 款 2 款 2 目負担金、他会計負担金の一般会計繰入金として180万6000円計上させていただいております。

資本的収入及び支出につきましては、支出において工事請負費380万円を計上させていただいておりますけれども、これも同じく205号の整備工事に伴いまして、当初から下水道事業の方で予定をしておりました管渠の一部がこの205号の整備工事の中にあたるということになりますので、来年度以降予定をしておりました配管工事を前倒しして、道の駅整備と併せて実施をしなければならぬ可能性がございますので、予算を計上させていただいております。これにつきましては、これから国交省と新たな配管の前倒しについて協議をいたしますので、実施時期については明らかになっておりません。

収入につきましては、1 款 1 項 1 目建設改良企業債の方で360万円。そして、1 款 3 項 1 目他会計負担金、一般会計繰入金の方で20万円を追加計上させていただきました。

議案の第3条におきまして、企業債の補正といたしまして、今補正説明をいたしましたとおり補正の予定額の追加をさせていただいております。

そして、1 ページ、2 ページ、3 ページ、4 ページの実施計画書につきましては、ただいまご説明しました内容の積み上げになりますので、説明は割愛させていただきます。説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いいたします。9 番議員、森敏則君。

○9 番（森敏則君）

議案第61号に関しての質疑を行います。

今回の補正につきましては、非常にタイムリーと言うか、メーター位置のデータ、更には環境マッピングシステムの構築、こういったことは非常に良いかと思えます。

それで、議長にちょっとお願いをしたいのが、この工事の進め方について、この上水道が国道に

入っている部分があるんです。それによって国土交通省が進めている工事が滞ってみたり調整してみたりとかがあります。是非、町長にその見解を聞きたいので、質疑をする許可を頂きたい。

○議長（吉永秀俊君）

はい、簡潔にお願いいたします。

○9番（森敏則君）

それでは、許可を頂きましたので、現在国道34号線、非常に国道が荒れております。それで、国土交通省の佐世保維持出張所とずっと私は調整をさせていただいて、一番荒れているという所が千綿駅付近が結構荒れていたんです、昨年整備していただきました。今回2か所、千綿駅方面から来ると、錨がある所から岩永病院の入口まで、更には千綿宿バス停の先の農道入口から工業団地の入口まで。その錨から岩永病院までの距離が580m、更には千綿宿の農道から工業団地の所までが200m。ここは、今年の12月まで、整備を上下線とも全部張り替えてやるということでした。ところが、一番問題なのが江頭から町民グラウンドの入口までの下り線、下り線ということは長崎方面に行く方ですね。これもする予定だったということだったんです。ところが、昨日、水道課長に確認をしたところ、令和5年までの予定でそれを計画しているということだったんです。国土交通省としては、すぐにでもやりたいということで令和2年度の予算に上げていたそうです。近年中にやるということで令和3年度も上げるということだったんですが、目途が立たないということであれば3年度の予算はもう下ろしたそうです。下ろしてしまったそうです。

そうすると、令和3年度の間も、あの荒れた状況がずっと続くんですね。続くんです。それではいけないと、国土交通省出張所の担当官はすぐにでもやりたいとおっしゃっているんです。自分たちがやるのは構わないんですが、仮にまた、丁度そこに上水道が入っているんですね、上水道が。江頭からグラウンドの入口まで上水道が入っているんです。そこに、また令和5年の間に開削工事したら、またやり換えなければならなくなる。その場合は、全面的に、一部分の舗装ではなく全部やり換えてくれという話になっているんです。

今回は、国土交通省の国の金がせっかくやってくれるのだから、来年でも、早くこの工事を、うちの予算を上げて工事を進めれば、来年でも上げることができると担当官は言いました。そういった工事の調整ということをしっかりやらないと、非常に国道が荒れている状況で事故でも起こったら大変です。今でもガタンとしますよ。ガタンとするとところかなりあります。特に千綿地区は。

そういった状況ですので、是非、この工事に当たっては、国土交通省と調整しながら、速やかな、安全な国道を維持する国土交通省にも協力する意味で、東彼杵町の上水道の予算が無いからと、今回の予算は、これも確かに必要なんですが、こういった調整ということをしっかりやっていただきたいと思いますが、どうですか町長。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

そういうことで、町内だけではなく町外から通勤する方からも電話も入りまして、私は、佐世保もそうですけれど、本庁と言うか、長崎の河川国道事務所長さんに直接お会いしまして、そういう

話を頂きました、確かにすぐ着工すると。ただ、水道の関係はこっちが示さない。会計検査で、ずっと前に指摘を受けたことがあったんですが、昔、農村総合モデル事業というものがあったんですよ。一度舗装したものを水道管を入れて、そこだけ舗装していたら沈下してしまっただけでバイクが転倒したりするものですから。そういうこともございまして、国土交通省と、今、建設課長と一緒に、本庁の、本庁と言うか佐世保があれだったものですから所長にお会いしまして、話をすすめておりますので。そういうことであれば、水道も一回で終わらせないと、また舗装した所を切断してする。そうしたら、町がするとなれば莫大な金額が掛かりますもんですから、もう一回所長さんの方に協議をしに参りたいと思います。

それで、おっしゃった錨とかこっちの方は、すぐやるということで話しを受けております。ただ、名切の所は調整をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、森敏則君。

○9 番（森敏則君）

今、非常に問題になっているのが江頭からグラウンドまでの間、約 460m なんです。この距離を、東彼杵町が工事をすると決定しないと舗装もしないというような状況がずっと続くんですよ、今の状態だったら。それか、国土交通省が待ちきれないと、これ以上荒れるのが駄目だということになって、仮に国土交通省が舗装工事をやってしまったとします。あとで、また東彼杵町が開削工事をしたとする。自分たちの掘った部分だけの舗装では駄目だということですよ、国土交通省は。全部やり換えてくれと。一面、全部、掘った所だけを、先ほど町長が言ったように陥没したりするから全部やり換えてくれと、国土交通省はそういう話をしていました。したがって、国土交通省は、自分たちはこういった、はっきり言ったら、誠意を見せているのになぜ東彼杵町はこれに協力しないんだというイメージが、たぶん担当官は持っています。

したがって、是非、千綿地区の他の 2 か所については、上下線とも、全面剥がして工事が進んでいます、先ほど言う江頭からグラウンド入口は、来年度の予算か、今年度の補正予算からでもやって、国土交通省が工事を進め、予算は今下ろしてしまっているそうなんです。予算を一から立ち上げなければならないような状況になっていますので、これは、こっちの姿勢を見せないと工事が進みませんよ。是非、そういった状況ということを頭の中に入れて調整してください。よろしくお願ひします。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

議案第 61 号の水道事業会計補正予算の件で、今回マッピングということで上げてあります。実は、補正で、今、川内地区の水道管の配水、老朽化をした所をやり換えていただいておりますが、補正の段階では図面も示されて、どこどこをするとなっていて、そこで担当、工事をしている人に聞いたら、一部が別の所をするようになったということでありまして、担当課に聞いたら、そこは以前した所だったので別の方向に変えたということでありました。それは担当課長にもお尋ねしてわ

かっております。

それと言うのも、職員の配置換えで、結局、前に部署に所属していた職員がここはしたよということでもありますので、そこを、なぜ、事務的な引き継ぎというのになっていなかったということは、やはりマッピングして、ここは何年何月に配管の工事はやり直したとか、そういったものを厳密にしていなかったから、結局そういったところが落とし穴になっているのではないだろうか。職員もどんどん代わっていきますので。ですから、今回こういったデータ的に残す時は、ここは何年何月にやったよと誰が見ても、代わってもわかるようなシステムを構築していただきたいなと思いますので、そういったところをどのように、先ほど、メーターもいっしょです。メーターもやはり人間が代われれば、私も以前お世話になっていたのでもわかりますけれど、頭の中においておかないとわからないような、次の日とか行っても全然わからない、物を置かれたりすると。そういったところも十分に、よく、今回そういったことでタブレットなどでされるということでもありますので、よく研究していただきますよう。

川内の方ももう一回、皆さんにも今日説明がなかったのですね、補正の時に示された工事箇所とか、換えたよとか説明も今何もなかったのでもうお尋ねしました。そこを一回訂正するなり、報告をいただきたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それは誠に申し訳ございませんでした。以前から、そういう感じで、人間が異動したらわからないと、そういう管路もそうでございますから、今からデジタル化して、書類もたぶんそうなると思うんですが。そういう形で人が代わってもわかるようにしていかなければならないということで、今度、丁度臨時交付金で 2000 万円投入することができますので、そういう形に進めさせていただきたいと思っております。

以前の問題につきましては、水道課長の方から説明をさせます。水道課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

今、浪瀬議員の方からご指摘をいただきました川内地区の水道管の老朽管更新工事についてでございますけれども、丁度、川内の公民館から真っ直ぐ上る路線の町道の部分につきまして、元々の施設台帳につきましては配管当時の施設年度になっていましたけれども、実は、修繕工事で入れ換えているというのがわかりました。結局、きちんとした工事請負費での更新ではなくて、修繕費の中で管をやり換えていったというところで、路線が、もうその部分については本管はありませんで、各 2 軒ある分の給水管になるんですけれども、給水管の入れ換えを修繕の中でやっているということで新しく、比較的新しいということが判明した状態です。なかなか工事請負費で整備をしていない関係上、これまでの担当者がずっと引き継ぎを行っていた工事の整備記録の中にそれが漏れていたというのが実態でございます、今回、その路線を、更に上流側の老朽管更新工事の予定地区に

振り替えさせていただいての工事实施という形を取らせていただきました。

今後、こういったことがないように、そして、今回、たまたま事前にわかったので良かったんですけど、これがわからずにそのまま実施をしますと投資の、言わば二重投資のような形になってしまいますので、こういったことが無いように今後気をつけたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

○議長（吉永秀俊君）

他に質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 59 号、議案第 60 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 59 号、議案第 60 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 59 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 59 号令和 2 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

次に、これから、議案第 60 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 60 号令和 2 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております議案第 61 号、議案第 62 号は、産業建設文教常任委員会に付託します。

ここで暫時休憩を行います。

暫時休憩（午前 11 時 12 分）

再 開（午前 11 時 20 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、先ほどの立山議員の質問に対して水道課長より答弁がございます。水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

議案 54 号の給水条例の一部改正の時にご質問いただきました水道契約の休止件数につきまして、確認をいたしましたのでご説明をさせていただきます。

現在のところ、250 件がそのまま保留された状態になっております。ただ、詳細の各件数のいつから休止が始まったかというところにつきましては、1 件 1 件の契約書を見ていかないと今のところわからない状態ですので、今のところまだそこまで詳細はいついていない状態です。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

それでは議事に入ります

| | | |
|--------|----------|------------------------------------|
| 日程第 11 | 議案第 63 号 | 令和元年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第 12 | 議案第 64 号 | 令和元年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第 13 | 議案第 65 号 | 令和元年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第 14 | 議案第 66 号 | 令和元年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第 15 | 議案第 67 号 | 令和元年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第 16 | 議案第 68 号 | 令和元年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第 17 | 議案第 69 号 | 令和元年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第 18 | 議案第 70 号 | 令和元年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第 19 | 議案第 71 号 | 令和元年度東彼杵町水道事業会計決算認定の件 |

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 11、議案第 63 号令和元年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件、日程第 12、議案第 64 号令和元年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 13、議案第 65 号令和元年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 14、議案第 66

号令和元年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 15、議案第 67 号令和元年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 16、議案第 68 号令和元年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 17、議案第 69 号令和元年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 18、議案第 70 号令和元年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 19、議案第 71 号令和元年度東彼杵町水道事業会計決算認定の件、以上 9 議案を一括議題とします。会計別に説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それではご説明いたします。議案第 63 号から議案第 71 号まで、地方自治法第 233 条第 3 項及び第 5 項の規定によりまして令和元年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算並びに特別会計の決算を監査委員の意見並びに主要な成果に関する報告を添えて議会の認定に付するものでございます。この議案第 63 号から議案第 70 号までは会計管理者から詳細については説明させます。また、議案第 71 号令和元年度東彼杵町水道事業会計決算認定の件につきましては、同じく水道課長の方から詳細説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。会計管理者。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり会計管理者。

○会計管理者（森隆志君）

それでは、私の方からは、議案第 63 号から議案第 70 号までの 8 議案について町長に代わり説明を申し上げます。

説明にあたりましては、資料が、まず A4 サイズ 1 枚の表があります、東彼杵町会計別決算の状況です。それと、各会計に主要な施策の成果に関する報告書があります、その資料。それと、監査委員から提出されております一般会計、特別会計歳入歳出決算審査意見書、これらにより説明いたします。

まずはじめに A4 サイズ 1 枚の表、令和元年度東彼杵町会計別決算の状況をご覧ください。これは、8 会計別に数値が 2 段書きになっております。上段が今回の令和元年度の決算額。下段が前年度の決算額でございます。なお、単位未満四捨五入の関係で、主要な施策の成果に関する報告書の数字と一致しない場合がありますので、ご了承ください。

まず表の中で、上段一般会計、歳入総額 49 億 5340 万 5000 円、歳出総額が 47 億 7754 万 7000 円で差引 1 億 7585 万 8000 円。これから翌年度へ繰越財源 4119 万円を引いた実質収支が、1 億 3466 万 8000 円、対前年度比 27.5%増のとなりました。

さらに、この額から前年度の実質収支 1 億 562 万 5000 円を引いた単年度の収支は、2904 万 3000 円の黒字。更に、右側にいきまして積立金、財政調整基金の積立金を 413 万 4000 円できましたので、一番右端の実質単年度収支も 3317 万 7000 円の黒字となりました。いずれも対前年より増であります。

次に 2 段目の国民健康保険事業特別会計、歳入が 12 億 3962 万 6000 円、歳出が 12 億 1468 万円、

差引後の実質収支は2494万6000円です。これから前年度の実質収支3402万3000円を引いた単年度収支は、△907万7000円の赤字となっています。なお、基金の積立金3704万4000円がありましたので、最終的な実質単年度収支は2796万7000円の黒字の決算となりました。

次に介護保険事業特別会計ですが、歳入が8億1453万9000円、歳出が8億934万6000円で、差し引き519万3000円でありますけれど、繰越財源が1件89万7000円ありましたので、これを引いた実質収支は429万6000円となりました。この実質収支から前年度の実質収支を引いた残りが2008万9000円、△ですけれど単年度収支、これは赤字となりました。それと国保と同じ積立金1717万4000円、積み立てたんですけれど291万5000円の赤字の決算となってしまいました。

次に公共用地等取得造成事業特別会計でございますけれど、令和元年度も財産売払収入の実績はありません。歳入から歳出差引の実質収支は30万8000円でございます。基金の利子相当額4万8000円を積みまして、実質収支は4万8000円の黒字となりました。

次に農業集落排水事業特別会計であります。歳入が4296万4000円、歳出が4295万8000円、実質収支は6000円。単年度収支、実質単年度収支とも15万6000円の赤字となっております。

次の漁業集落排水事業特別会計は、歳入が1335万4000円、歳出が1335万3000円、実質収支は1000円ですけれど、単年度収支、実質単年度収支とも1000円の赤字でございます。

次に公共下水道事業特別会計です。歳入が3億4091万円、歳出が2億4946万6000円、実質収支は9144万4000円となりました。単年度収支、実質単年度収支とも8966万7000円の黒字であります。これについては、これまでの決算としますと大きな残がありますけれど、この会計は4月1日から企業会計としてスタートすることから、5月末ではなくて3月末日をもつての打ち切り決算としました。その関係で、出納閉鎖相当分に関わる2か月分の処理はそのまま残しておくという決算となりましたので、多額の残金が決算額となったわけでございます。

最後の後期高齢者医療特別会計は、歳入1億1153万6000円に対し、歳出1億999万6000円で、差引残が154万円、前年度の実質収支97万6000円を引いた単年度収支並びに実質単年度収支は56万4000円の黒字です。

以上、一般会計並びに7つの特別会計を合わせました全会計の合計は、歳入75億1669万円に対しまして、歳出72億1739万4000円となりました。差引後の形式収支は、対前年度比2億9929万6000円の約39.5%増となっております。

それから、右にいきますと実質収支は2億5720万9000円、これも53%の増。全会計の単年度収支も8995万1000円の黒字となりました。右端の実質単年度収支につきましても、積立金が5840万円できましたので、対前年度比148.4%の増、1億4835万1000円の黒字となりました。

これは大幅に前年度より上がったように見えますけれど、実質的に公共下水事業が本来こういう残高がありませんので、8900万円残っておりますけれど、これを除けばあまり変わらないのかという決算となります。この表で見た場合は前年度より大きな実質単年度収支が黒となっておりますけれど、そういう状況でございます。

続きまして、各会計ごとに、主な内容について説明いたします。私の方からは主要な施策の成果に関する報告書に基づいて説明いたします。

まず、一般会計の方でございます。この冊子でございます。

主要な施策の成果に関する報告書 137 ページをお願いいたします。137 ページには歳入の決算推移の状況を、一般会計の歳入の状況を記載をしておりますけれど、一番右端、137 ページの一番右端が令和元年度の今回の分でございます。構成比の大きなものを紹介しますと、上から町税の 7 億 5861 万 1000 円、15.3%。次に地方交付税、中段にあります 19 億 6385 万 8000 円、39%。それと寄附金、今回が 2 億 9270 万円、5.9%。次の国庫支出金が 5 億 1639 万 7000 円、10.4%。次に県支出金が 4 億 2802 万 3000 円等となっております。

なお、歳入全体では、先ほど言いました寄附金並びに国庫支出金の増加が影響しました。対前年度比 1 億 8500 万円程度の歳入の増がっております。伸び率では約 3.9%の歳入増でございます。

次に、戻って 136 ページをお願いいたします。これは、歳入のうちの税金について、第 17 表に税の推移状況を記載しておりますが、一番右端が令和元年度分です。

まず、1 番の町民税であります。対前年度比 3291 万 8000 円の減となりました。約 10.2%の減であります。中を見ますと、個人所得割が約 290 万円の約 1.2%の減。法人税割も、対前年度比 2995 万 7000 円、約 57%の減と落ち込みました。所得割、法人税割の所得の税収の減でございます。

2 番目の固定資産税につきましては、土地の減、家屋の増はほぼ横ばいでございますけれど、償却資産が 554 万 9000 円の増となった関係で、全体では、固定資産税 743 万円、1.9%の増を見ております。しかしながら、税全体を足しますと 7 億 5800 万円ということで、3.1%の減の決算となっております。

戻りまして 121 ページをお願いいたします。121 ページは 2 つの円がありますけれど、私の方からは一番下の円グラフがあります、第 1 図、自主財源と依存財源でございます。その第 1 図の円グラフにつきましては、自主財源、左側になりますけれど、31.4 と数字があります。主な構成が町税、繰入金、繰越金でございます。それと、右の方が依存財源 68.6%とありますけれど、構成が地方交付税、国並びに県支出金、町債、68.6%となっております。この図からは自主財源が、前年度より 2 億 3000 万円増加しました。構成割合が 3.6%、自主の財源が増えたということがわかります。内容については、寄附金が大きな増の要因かと思っております。

次に、主要な施策の成果 123 ページをお願いいたします。地方交付税の推移を書いております第 6 表でございます。対前年度比、右端にありますけれど 3107 万 6000 円、1.6%の増となりました。

増加の要因としましては、表の中でわかりますように基準財政需要額の増加があります。この内容は、中学校統合に伴いますスクールバス関係の物品、あるいは委託料の増加分の経費が 1700 万円程度あります。それと社会福祉費の単位費用の増の影響によります分が約 1000 万円あります。こういうことから、財政需要が、前年度より大きくなったというのが地方交付税の増加の要因であります。

次に、123 ページの一番下の国庫支出金がございます。決算額は 5 億 1639 万 7000 円、対前年度比 7334 万 9000 円、16.6%の増と書いておりますけれど、今回の国庫支出金の増が依存財源の増となりますけれど、内容は、学校施設環境改善交付金事業、3 つの学校のクーラー設置等の補助金。あるいは大野原高原線道路改良事業補助金が皆増したものでございます。

次に、124 ページの中段に書いております県支出金でございます。決算は4億2802万3000円でございます。対前年度比が下がりました、1億3649万8000円。これは、強い農業づくり交付金事業補助金1億1000万円が皆減となったものでございます。茶工場建設の分がなくなったということで、県支出金全体で減となりました。

国庫支出金並びに県支出金の充当内訳については129ページになりますけれども、お願いいたします。第11表、扶助費の中に国・県、国の支出金、県の支出金がどこに当てはまったかを見ることができます。また、普通建設事業への内訳については、主要な成果145ページの第23表におきましても、普通建設事業の中に国・県支出金がどこに充当されたかというのがご覧いただけると思います。

124ページに戻っていただきます。あちこち飛んで申し訳ございません。124ページをお願いいたします。先ほどの文章の表現に戻りますけれども、続きまして寄付金でございます。13番寄附金、2億9270万円の決算で、対前年度比1億7400万円、148.1%の大幅増でございます。これは、ご存知のとおりふるさとまちづくり応援寄附金の増によるものでございます。

続きまして125ページをお願いいたします。17町債は、対前年度比1206万7000円の減で、決算額は2億6095万8000円でございます。主な要因は、町道里一ツ石改良事業の起債の減。あるいは千綿中学校校舎等改修事業の起債の減による、普通建設事業がらみの事業が減となったものでございます。以上が歳入の説明でございます。

次に歳出でございますけれども、138ページをお願いいたします。138ページの表には、第19表で性質別決算推移状況がございます。一番右端が令和元年度分でございます。

区分の1の人員費から6の公債費までの右端の小計が、34億496万4000円で、歳出に占める割合が71.3%でございます。

前年度から比較をしている伸び率がありますけれども、公債費を除くすべての費目、人員費、物件費、補助費までの全ての費目が増となったことから、1から6の消費的経費は、1億5400万円程増となりました。

それから投資的経費としまして、7番、普通建設事業費、8番の災害復旧事業費、併せて5億85万6000円で構成では10.5%でございますけれども、普通建設事業費の補助事業、特に補助事業が45%の減とありますけれども、この大きな減が影響して、7番と8番の普通建設事業費と災害復旧事業費、投資的経費、これが約18.3%、1億1183万9000円の減となりました。

特に1番から6番の公債費が増えたということは、経常収支比率に影響するということでございまして、あまり普通建設事業費に回せる余裕がないという決算推移となっております。

次に、積立金については、戻っていただき134ページをお願いいたします。134ページ積立金、第15表でございますけれども、ふるさと創生事業基金あるいは下水道事業基金、それと真ん中の教育文化施設整備基金、この3つの基金が大きな動きがあります。一定の積立額を行いましたけれども、今年度も取り崩し額も多額となりました。基金全体の額は18億6337万2000円でございます。対前年度からしますと、約1億1335万6000円の増となりました。

同じページの下、投資及び出資金・貸付金、繰出金につきましては、134ページから135ペー

ジにわたりまして内容を記載しておりますが、後ほどご覧ください。

主要な施策の成果に関する報告書の120ページ以降に、決算の状況については詳細に記載していますのでご参照ください。

また、財政構造につきましては、決算審査意見書の中に6ページに詳しく記載されています。意見書の6ページをご覧くださいますと、第4表の実質収支比率4.6%、これは前年度より大きくなっております。それと、第5表の中にあります財政構造の弾力性を判断するための経常収支比率は88.6%。前年度にしますとちょっと高くなっておりまして、かたい決算の内容となりました。収入に対する借入金の比率であります実質公債費比率は12.0%となって、前年度より落ち着きました。かなり、借入金の返済が進んでおりますのでこういう状況となっております。以上が一般会計の状況であります

次に、国民健康保険事業特別会計を説明します。主要な施策に関する報告書、国民健康保険事業特別会計、3ページから6ページに記載しています。

主要な成果3ページをお願いします。国保財政の根幹であります国民健康保険税については4ページに書いております。

4ページについては、保険税のことが詳しく書いてありますけれど、令和元年度は、県が示す標準保険税へ段階的に税率を引き上げる初年度となりました。その中では資産割というのが廃止されたため、当町の保険税収入は2億39万4000円、対前年度比1%の減となりました。決算書をあとでご覧いただければわかりますけれど、滞納繰越分と長期未納者の固定化で約2700万円程度の収入未済があります。あるいは、185万5000円の未納欠損処分も出ております。そういう状況でありますけれど、収納率は全体で87.2%の収納率となりました。歳入全体で見ますと、3ページに書いてありますけれど、第1表、前年度に対しまして、医療給付費交付金の4番の県支出金が大きな2400万円程度の減少となりました。全体で5662万5000円の減でございます。

同じページの下表の歳出におきまして、前年度に対しまして保険給付費が3000万円程度、幸いにも減となりました。歳出全体も4700万円程度の3.77%の減となりました。医療費も下がり、支出金下がったということは良い事でございます、更に、医療費が減少した関係で、県からの特別交付金が増額交付されているところもあります。この財源につきましては、財政調整基金の方に3700万円の積み増しもすることができました。

なお、その他、本会計の事業につきましては7ページ以降に詳しく記載しておりますので、後ほどご覧ください。

次に、介護保険事業特別会計につきましては、主要な成果に関する報告書の3ページをお願いいたします。主要な施策に関する報告書の3ページから8ページに決算の内容を記載しております。

まず、報告書3ページの第1表中、歳入総額、主な歳入の割合は、介護保険料が20%、1億6900万円です。次に国庫支出金が23%あります。支払基金交付金が24.5%、県支出金が13.4%、一般会計からの繰入金14.6%となっております。

歳出の内容につきましては、6ページから8ページに記載してありますけれど、まず6ページをお願いいたします。6ページ、歳出を記載しておりますけれど、第3表 保険給付費の決算額、この

総額については、7億1089万8000円であります。その内容は表の中にあるとおりでございます。4つのサービスがございます。在宅サービスが全体の39.7%、地域密着型サービス14.3%、グループホーム等施設等の施設サービスが36.3%、その他のサービスが9.7%ということで紹介されています。

また、地域支援事業費の実績は7ページの下の方から始まりますけれど、第4表並びにその他事業実績につきましては9ページ以降に紹介していますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

次に公共用地等取得造成事業特別会計ですが、主要な成果はありますけれど事業の実績はございません。土地開発基金利子加蓄の4万8000円のみ支出となっております。

次に農業集落排水事業特別会計に入ります。主要な施策の成果に関する報告書の3ページに、決算の状況を記載しております。

歳入では、一般会計からの繰入金が2904万3000円、2つの繰入金2863万6000円と下の繰入金40万7000円がありますけれど、収益的、資本的に分かれておりますが、合わせまして2900万円の繰入金があります。これがほとんどで、67%を占めております。

続いて料金収入は約706万5000円で、16%の割合となった歳入となりました。歳入全体では、対前年度比約9万2000円増、ほぼ横ばいです。

歳出につきましては、右の表になりますけれど、支出の方でございます。償還金元利、償還金利息と2つありますけれど、500万円と2100万円、合わせまして2675万7000円で、これが歳出の62%を占めています。他には、運営費が911万5000円、建設改良費は700万円ありますけれど、そういう決算であります。

4ページ以降に事業実績を記載しておりますのでご確認ください。

それと同じ要領で漁業集落排水事業も同じ3ページになります。

主要な成果3ページをお願いします。漁業集落排水事業特別会計、主要な施策の成果に関する報告書の3ページをお願いします。これも先ほどの表と同じ要領です。

歳入の主なものは、一般会計からの繰入金、これは収益的収入しかございません。402万4000円の、これは約30%を占めております。料金収入が264万7000円、これはほぼ前年並みですけれど、19%を構成しております。歳入総額は前年度とほぼ変わりはありません。

また、右側の歳出総額は1335万3000円でございますけれど、うち運営費は362万円で、建設改良費が632万円、これはいずれも増加しております。元利償還金2つあります、利息と元金、339万3000円。これは歳出の約25%、4分の1を占めています。そういう決算内容でございますので、4ページ以降に事業実績を記載しています。後ほどご覧いただきたいと思っております。

続きまして公共下水道事業特別会計でございます。主要な施策の成果に関する報告書については4ページをお願いいたします。下水は同じ表で表現をしておりますけれど、公共下水道事業、歳入総額、収入の左端、3億4091万円でございます。対前年度比としますと6000万円の増でございます。

歳入の主なものは、一般会計からの繰入金。2つありますけれど、収益的収入と資本的収入、合わせまして1億5269万4000円があります。次に国庫負担金6000万円、あるいは町債は7780万円

となっております。

なお、この会計については決算書にありますけれど、滞納繰越分と長期未納者の固定化等で、下水道負担金が167万6000円の収入未済が出ております。それと43万円ほどの不納欠損も出ております。それと、使用料の方でも82万7000円の収入未済が出ております。こういうことで、努力はしているんですけど、負担金、あるいは使用料で取れていない分がございます。使用料の収納率は98%でございます。

同じ表の歳出、4ページの支出の方でございますけれど、この表では、主なものが建設改良費が7758万1000円で31.1%を占めています。償還金につきましては、償還金利息等、元金がありますけれど、合わせまして1億1442万3000円でございます。歳出総額は、対前年度比としますと10%程度の約2900万円程度の減となりました。

6ページ以降に事業実績を記載しておりますので、後でご覧ください。

冒頭でも触れましたように、この会計は令和2年4月1日から公営企業会計へ移行しております。3月末日をもって打切決算を行った関係で歳出全体の不用額9400万円となっておりますけれど、これが出納閉鎖中分の期中に処理できなかった額でございます。そういうことでご理解を願いたいと思います。

最後に後期高齢者医療特別会計になります。主要な施策の成果は3ページをお願いいたします。

3ページの歳入の決算状況が上段であります。第2表、被保険者から徴収しました保険料が6758万6000円と、一般会計からの繰入金3647万4000円が主な収入でございます。歳入総額は、対前年度比、あまり変わりません、64万6000円の増でございます。

下の第3表、歳出でございますけれど、長崎県後期高齢者医療広域連合への納付金が主でございます。1億113万4000円、これが大部分92%を占めています。歳出全体は、あまり、ほぼ変わりはありません。

なお、6ページ以降に保健事業の実績を記載しておりますので、後ほどご確認ください。

以上が決算概要のおおまかな説明でございます。決算審査意見書の総括意見の中で、監査委員よりご指摘を頂いておりますことは真摯に反省して受け止め、今後の事務処理に生かしていきたいと、努力していきたいと思っております。

以上、一般会計、各特別会計の決算概要についてご説明申し上げましたが、ご審議の上、然るべきご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。終わります。

○議長（吉永秀俊君）

次に、町長に代わり水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

議案第71号令和元年度東彼杵町水道事業会計決算認定の件につきまして、決算資料を基にご説明いたします。

上水道事業は、平成29年度より公営企業法を適用しておりますので、決算資料につきましては、公営企業法第48条決算報告書の様式及び第49条キャッシュ・フロー決算書等の様式に基づいて作成しております。

まず、決算書及び付属資料の 1、2 ページをご覧ください。この決算報告書は税込み表示となっております。収益的収支を記載しておりますが、収入総額が 2 億 6031 万 3171 円、内訳は、営業収益が、料金収入や加入金収入等になります。第 2 項の営業外収益については、他会計負担金、長期前受金戻入等になります。

そして、下段が、支出になりますけれど、支出総額が 2 億 1181 万 451 円。営業費用は浄水場の運営費、水道管の管理費、人件費事務等の総係費、減価償却費等になります。営業外費用は企業債償還利息等になります。

3 ページから 4 ページをご覧ください。資本的収支になります。収入総額が上段で 9906 万 8200 円。内訳は企業債、工事負担金、補助金、補償金になります。

下段が支出になりますけれど、支出総額は 1 億 3285 万 1713 円。内訳は建設改良費、企業債償還金、財政調整基金積立金になります。

4 ページの下の方で、収支不足額 3378 万 3513 円の補填方法について記載をしておりますが、過年度分損益勘定留保資金から 1542 万 8422 円。当年度分の消費税資本的収支調整額が 904 万 6411 円、当年度分損益勘定留保資金から 930 万 8680 円、これだけで補填をすることとしています。

この決算報告書の詳細につきましては、25 ページからの明細書にて詳細を記載しておりますので、後ほどご覧ください。

なお、明細書につきましては、税抜き表示の様式となっておりますので、決算報告書と金額が一致しないことになりますのでご承知おきください。

次に、5 ページをご覧ください。損益計算書となります。これは税抜き表示となります。損益計算書は、平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの 1 年間における水道事業の営業収益を表します。営業収益といたしまして、料金収入が 1 億 2878 万 1973 円。営業費用として浄水費、配水費のほかに資産の減価償却費等を含めまして 1 億 9199 万 5206 円を計上いたしまして、営業利益が 6321 万 3233 円の赤字となっております。

営業外収益といたしましては、他会計負担金、長期前受金戻入、雑収益等で 1 億 2058 万 5480 円。これに支払利息等を含めた 1 億 682 万 9932 円の費用を差し引きますと、令和元年度の経常利益は、4361 万 6699 円となります。という結果でございました。

7 ページから 8 ページですけれど、貸借対照表になります。一般的にバランスシートと呼ばれる様式になりますけれど、これも税抜き表示になります。令和 2 年 3 月 31 日、令和元年度末ですね。この時点での水道事業の資産を、総括的に表しております。7 ページに資産を表しておりますけれど、固定資産が 24 億 9143 万 4387 円。流動資産が 2 億 2657 万 1901 円で、資産合計が 28 億 2912 万 8028 円となります。

ちなみに、流動資産の中に未集金がございますけれど、3 月末時点での 4 月納付分の水道料金、これが口座引落等を待っている状態で決算を迎えますので 1866 万 2866 円となっておりますが、全額が滞納額ではございませんので申し添えておきます。

次に 8 ページでございます。上段が負債額を示しております。固定負債が 1 年以上先の返済分の企業債等。そして、流動負債が 1 年未満の企業債になります。これに長期前受金等を含めました 23

億 8767 万 2835 円が負債の合計となります。

下段が資本になります。資本金、剰余金等の合計で、4 億 4145 万 5193 円となります。結果として、左側の資産額の成り立ちが、右側の負債と資本の合計によって成り立っているものとしてご覧いただきたいと思います。

次に、12 ページから水道事業報告書を掲載をしております。概況を説明いたしますと、給水人口は 7,692 人に給水いたしました。年間の配水量は 104 万 1306 t で、前年比 1.48% 増加をしております。有収水量は 79 万 7886 t で、前年度から 1.2 ポイント減少いたしました。76.6% という結果でした。

建設改良費におきましては、八反田地区の水道管移設工事は、公共下水道工事に伴います移設補償工事です。他に、老朽管の更新工事を 4 件、耐震管への改良工事を 1 件実施しております。以降 13 ページから 16 ページに詳細を記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

17 ページをご覧ください。キャッシュ・フロー計算書になります。これは貸借対照表の中の現金預金の内訳を示しております。1 年間で 6215 万 5574 円の資金増加となっております。

19 ページ以降、固定資産明細書、企業債明細書について記載をしておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

先ほどご説明いたしましたように、25 ページ以降は決算報告書の明細となります。

次の資料といたしまして決算審査意見書、監査委員さんの意見書を添付しております。3 ページにおきまして営業収支比率は 67.08% で、前年度の 63.77% と比較いたしまして 3.31 ポイントを改善しております。こういうところを踏まえてと思いますけれど、意見書のむすびといたしまして、令和 2 年度の料金改定で収益が幾分改善しているが、更なる効率的経営を追求する取り組みを求められ、人口減少傾向の将来に向けて施設更新についても施設規模の適正化を指摘していただいております。監査委員さんからのご意見を踏まえまして、今後とも健全経営のもと、安心安全な水道水を供給できるよう鋭意努力したいと考えております。

意見書の次に決算資料を添付しておりますけれど、これも決算審査に提出した資料でございます。参考資料として添付をさせていただいておりますので、説明は割愛させていただきます。決算書の説明は以上になります。ご審議の上、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

ここで、滝川代表監査委員出席のため、暫時休憩します。

暫時休憩（午後 0 時 08 分）

再 開（午後 0 時 09 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。

はじめに議案第 63 号の質疑を行います。質疑は、町長、会計課長、滝川代表監査委員さんに対

してお願いします。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

議案第 63 号に対する質疑がないようですので、これで議案第 63 号の質疑を終わります。

次に、議案第 64 号から議案第 70 号までの質疑を一括して行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで議案第 64 号から議案第 70 号までの質疑を終わります。

次に、議案第 71 号の質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで議案第 63 号から議案第 71 号までの質疑を終わります。

お諮りします。本案については、議長と議選の監査委員である立山議員を除く 9 名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、その委員会に付託して審査をすることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、本案については、議長と立山議員を除く 9 名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、その委員会に付託して審査をすることに決定しました。

ここで、決算審査特別委員会の名簿配布及び滝川代表監査委員退席のため暫時休憩します。

暫時休憩（午後 0 時 11 分）

再 開（午後 1 時 13 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定によって、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって決算審査特別委員会の委員は、お手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定しました。

この後休憩をいたしまして、委員会条例第 8 条第 2 項の規定によって委員会を開いていただき、

委員長、副委員長の互選をしていただきます。

暫時休憩します。

暫時休憩（午後 1 時 14 分）

再 開（午後 1 時 18 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま委員長、副委員長が選出されましたので発表いたします。

決算審査特別委員会の委員長に浪瀬真吾君、副委員長に浦富男君に決定をいたしました。

日程第 20 議案第 72 号 東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 20、議案第 72 号東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 72 号東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

次の者を東彼杵町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

1、選任する者の住所氏名等。住所、東彼杵町川内郷 1063 番地。氏名、大平稔。生年月日、昭和 30 年 9 月 30 日生。令和 2 年 9 月 8 日提出。東彼杵町長です。

提案の理由、東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、委員を選任するため本案を提案するものでございます。

前回、平成 29 年 11 月 9 日からお願いをいたしておりまして、今回も任期が令和 2 年 11 月 9 日から令和 5 年 11 月 8 日までの 3 年間となります。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第 72 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 72 号は委員会付託を省略することに決定しました。
これから、討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 72 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 72 号東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第 21 報告第 16 号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 21、報告第 16 号令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。本件について説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、報告第 16 号について提案をいたします。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項に規定する健全化判断比率及び同法第 22 条第 1 項に規定する資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類並びに監査委員の意見を添えて報告をするものでございます。詳細につきましては税財政課長から説明させます。よろしくお願ひいたします。税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

報告第 16 号についてご説明をさせていただきます。

令和元年度の決算により、健全化判断比率及び資金不足比率を算定いたしました。資料を添付しておりますので、それに基づいてご説明いたします。

めくっていただいて 1 ページ、総括表①健全化判断比率の状況ですが、健全化判断比率は実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の 4 つの比率を求めております。

表の上段が本町の比率で、下段が法律で定める基準でございます。財政の健全性として、早期健全化基準を上回るとイエローカード、財政再生基準を上回るとレッドカードと言われるものでございます。比較していただくと、早期健全化基準を大きく下回った結果でございました。

2 ページをお願いいたします。総括表②連結実質赤字比率等の状況になります。

表の左側になりますが、一般会計に、公共用地等取得造成事業特別会計を含めた、一般会計等の実質赤字比率が△4.57%となっております。マイナスは黒字ということで赤字ではないため、これにより実質赤字比率は該当がございません。

また、連結実質赤字比率については、国民健康保険事業特別会計など全ての会計を合計して黒字か赤字を判断いたします。表の右下の比率は、マイナス 12.82%となっておりますので、赤字ではないため、連結実質赤字比率も該当がございません。

3 ページをお願いいたします。総括表③実質公債費比率の状況でございます。

実質公債費比率は、財政標準規模に対する一般会計が負担する公債費の割合を3か年で平均したもので、言い換えると1年の収入のうち、借金の返済に何%充てたかというのを示す指標になります。表中段の一番右の表にありますように、実質公債費比率は12.0ポイントとなり、昨年度が12.9ポイントでしたので、前年度より0.9ポイント改善されております。

改善の要因としては、①をご覧ください。①は一般会計の元利償還金の額になります。比率は過去3か年の平均で計算されますので、平成28年と令和元年の比較をするということになります。元と28の増減の欄を見ていただくと大きく減少しております。これは大村東彼杵広域農道整備事業の償還金の減や新たな起債の抑制によるものです。

4 ページをお願いします。総括表④将来負担比率の状況になります。

将来負担比率は、標準財政規模に対する一般会計が将来負担すべき負債の割合で、簡単に言いますと借金の総額を1年の収入で割り戻し、借金の大きさを示すものになります。

表の右下の数字で、本年度は78.2%になり、昨年度と比して11.0ポイント改善となっております。

左上の地方債の現在高をご覧ください。新たな起債事業の抑制と過去の起債事業の償還によりこの欄が減少となったことが改善の要因となっております。

健全化判断比率については、以上になります。本年度改善はいたしましたが、今後は福祉組合のごみ処理施設に係る起債の措置期間終了による償還開始がございまして、下水道の長寿命化事業や公共施設の老朽化に伴う更新事業も考えられますので、大型事業の実施にあたっては十分見極め、尚一層の財政健全化を図る必要があると考えております。

それでは、最後に、資金不足比率についてご説明いたします。

A3サイズの資料をご覧ください。資金不足比率に関する算定様式になります。

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足額の割合のことで、資金不足額とは一般会計の実績赤字に相当するものになります。

ちょっと字が細かく申し訳ないのですが、水道事業会計から漁業集落排水事業特別会計までの4会計において、右側から3分の1ぐらいの場所なんですけれど(9)列の資金不足額が、それぞれ空欄となっていて、赤字はありませんので、公営企業会計における資金不足比率は該当がございません。以上で、報告第16号についての説明を終わります。

なお、今回の報告に先立ち、比率等の算出については、監査委員による審査を、8月21日に受けておりますので、その意見書を付して報告とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

以上で、報告第 16 号令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

日程第 22 請願第 1 号 一ツ石杉尾井手水源地及び水路の災害復旧工事に関する請願書

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 22、請願第 1 号一ツ石杉尾井手水源地及び水路の災害復旧工事に関する請願書を議題とします。

ただいま議題となっています請願第 1 号については、産業建設文教常任委員会に付託します。

日程第 23 請願第 2 号 「気候非常事態宣言」に関する請願書

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 23、請願第 2 号「気候非常事態宣言」に関する請願書を議題とします。

ただいま議題となっています請願第 2 号については、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 24 発委第 1 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 24、発委第 1 号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議題とします。局長に発委を朗読させます。議会事務局長。（局長朗読）

○議長（吉永秀俊君）

それでは次に、本案について提出者の説明を求めます。大石議会運営委員長。

○議会運営委員長（大石俊郎君）

それでは提出の理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方税・地方交付税の大幅な減少等により、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想される。

このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくためには、地方税・地方交付税等の一般財源総額の確保・充実が必要であるため、地方税財源の確保を国に強く要望するものである。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、提出者に対する質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。発委第1号は、会議規則第38条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、発委第1号は委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発委第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、発委第1号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

なお、この意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣に送付することにいたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会（午後1時36分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実に相違ないことを証明するため署名する。

議 長 吉永 秀俊

署名議員 口木 俊二

署名議員 浪瀬 真吾